

川崎市子育て支援・わくわくプラザ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市わくわくプラザ事業実施要領及び川崎市わくわくプラザ事業（民間児童館型）実施要綱（以下「わくわくプラザ要領等」という。）に基づく利用者のお迎えが保護者の就労等により困難な場合に、児童の居場所及び安全を確保することを目的に実施する川崎市子育て支援・わくわくプラザ事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 対象児童は、保護者の就労等により、わくわくプラザの開設時間に保護者等のお迎えが困難な状態であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) わくわくプラザ要領等に基づく利用者であること。
- (2) わくわくプラザからの帰宅途中及び帰宅した後、安全の確保が困難な児童であること。
- (3) 事業の実施時間内に保護者等のお迎えができること。

(実施施設)

第3条 わくわくプラザ要領等に基づく別表の施設で実施する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、実施施設を変更することができる。

(実施日)

第4条 実施日は、休日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、実施日を変更することができる。

(実施時間)

第5条 実施時間は、午後6時から午後7時までとする。

(実施主体)

第6条 この事業は川崎市が委託した団体（以下「委託事業者」という。）が事業運営するものとする。

(管理及び運営)

第7条 委託事業者は、担当する職員を2名以上配置するものとし、利用児童数等に応じて必要な職員を配置し、児童の安全確保に十分配慮する。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用児童がいない場合には、事業を実施しないことと

する。

(利用申込)

第8条 事業を利用しようとする保護者は、子育て支援・わくわくプラザ事業利用申込書（第1号様式）を年度毎に市長に提出するものとする。

(利用決定)

第9条 市長は、前条の申込書の提出を受け、要綱等に基づき審査をし、利用の承認・不承認を決定したときは、子育て支援・わくわくプラザ事業利用承認通知書（第2号様式）、又は子育て支援・わくわくプラザ事業利用不承認通知書（第3号様式）により保護者に通知する。

(利用の変更及び中止)

第10条 利用の承認を受けた者が利用の変更及び中止をする場合は、子育て支援・わくわくプラザ事業利用変更・中止申出書（第4号様式）を市長へ提出するものとする。

(保護者の費用負担)

第11条 利用児童の保護者は、人件費の実費相当額の一部として月額2,500円を負担することとし、この費用については、委託事業者に利用する前月末までに直接支払うものとする。ただし、委託事業者が別に期日を指定する場合は、その期日までに支払うものとする。

2 月途中での利用申込については、前項の規定に関わらず申込時に支払うものとする。ただし、委託事業者が別に期日を指定する場合は、その期日までに支払うものとする。

3 費用負担は、一箇月単位とし、月途中の利用開始及び利用中止についても同額とする。

4 すでに支払われた第1項の費用は、利用しなかった場合についても還付しないものとする。ただし、利用する月の前月末までに利用をしないことを申し出た場合はその限りではない。

5 第1項及び第2項ただし書きにより期日を指定する場合は、委託事業者は市と協議したうえで指定するものとする。

(委託料)

第12条 市長は、委託事業者に対し別に定める基準により委託料を支払うものとする。

(報告)

第13条 委託事業者は、四半期ごとに利用児童の状況を子育て支援・わくわくプラザ事業実施完了届・報告書（第5号様式）及び子育て支援・わくわくプラザ利用状況報告書（第6号様式）により、翌月10日までに市長に報告するものとする。

（指導及び検査）

第14条 市長は、必要と認めるときは委託事業者に対し委託業務の執行状況の検査を行い、又は報告を求めることができる。

（電磁的方法）

第15条 第8条から第10条まで及び第13条に規定する各種申込書等の提出等については、書面に代えて、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。）により行うことができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

子育て支援・わくわくプラザ事業利用申込書

次のとおり子育て支援・わくわくプラザを申し込みます。 _____ 小学校わくわくプラザ

宛先) 川崎市 年 月 日

申込者氏名

児童氏名		(ふりがな)									
生年月日		年		月		日		生まれ			
住所		区									
自宅電話番号		— —									
学校・学年・組		小学校				年		組			
保護者氏名		(ふりがな)				つづきがら		(続柄)			
		(ふりがな)				つづきがら		(続柄)			
緊急時の連絡先 (保護者または緊急時に対応できる方)											
	氏名	児童との関係		勤務先等連絡先の名称・電話番号及び携帯電話番号							
①	(ふりがな)			(名称)		(電話番号)					
				(携帯電話番号)							
②	(ふりがな)			(名称)		(電話番号)					
				(携帯電話番号)							
子育て支援・わくわくプラザの利用を希望する理由		(具体的に)									
お迎え予定時間		□~6:15 □~6:30 □~6:45 □~7:00				お迎え者					
家庭状況											
働いている場合	就労形態		の状況				の状況				
			※保護者の欄の続柄を記入してください。				※保護者の欄の続柄を記入してください。				
	□常勤 □パート □自営、		□常勤 □パート □自営、		□常勤 □パート □自営、		□常勤 □パート □自営、				
	□その他 ()		□その他 ()		□その他 ()		□その他 ()				
	事業所	名称									
		住所									
		電話									
	就労日数		1 か月平均				日		1 か月平均		日
就労時間		午前 時 分 ~ 午後 時 分				午前 時 分 ~ 午後 時 分		午前 時 分 ~ 午後 時 分		午前 時 分 ~ 午後 時 分	
通勤時間		時間 分				時間 分		時間 分		時間 分	
働いていない場合		□出産 □病気 □障害 □介護				□出産 □病気 □障害 □介護					
		□その他 ()				□その他 ()					

◎御記入いただいた個人情報、緊急時の連絡等、子育て支援・わくわくプラザの運営上必要な場合以外の目的では使用いたしません。

受付日 [年 月 日]	受付担当[]	受付No.[]
---------------	---------	----------

第2号様式

子育て支援・わくわくプラザ事業
利用承認通知書

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

_____様

川崎市長 福田 紀彦

年 月 日付けで申込みのあった子育て支援・わくわくプラザ事業利用申込みについて、次のとおり承認します。

わくわくプラザ名	小学校わくわくプラザ
申請者氏名	
児童氏名	
承認期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
費用負担	月額2,500円 (月途中の利用開始及び利用中止についても同額とします。)
納付時期	_____まで

- ※ 費用負担の納付がないときは、利用できません。
- ※ 利用に当たっては、お迎えが必要です。

第3号様式

子育て支援・わくわくプラザ事業
利用不承認通知書

年 月 日

様

川 崎 市 長

年 月 日付けで申込みのあった子育て支援・わくわくプラザ
事業利用申込みについて、次のとおり不承認します。

わくわくプラザ名	小学校わくわくプラザ
申 請 者 氏 名	
児 童 氏 名	
不 承 認 理 由	☐ 子育て支援・わくわくプラザ事業実施要綱第2条に 該当しないため。 ☐ その他（ ）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てについての決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第4号様式

年 月 日	
子育て支援・わくわくプラザ事業 利用変更・中止申出書	
(宛先) 川崎市長	
住所 保護者 氏名	
次のとおり、子育て支援・わくわくプラザ事業の利用を変更・中止します。	
わくわくプラザ名	小学校わくわくプラザ
児 童 氏 名	
変更・中止の内容	
変更・中止年月日	年 月 日

- ※ 一時的に利用しない月が発生する場合は、前月末までに申し出てください。
- ※ 利用を中止する場合は、最後に利用する月の末日までに申し出てください。
 (再度の利用には子育て支援・わくわくプラザ事業利用申込書の提出が必要になります。)

第5号様式

年度 第 四半期 子育て支援・わくわくプラザ事業実施完了届・報告書

(あて先) 川崎市長

子育て支援・わくわくプラザ事業実施結果について、次のとおり報告します。

事業者

実施期間 年 月 日から 年 月 日
実施場所 区 こども文化センター 小学校わくわくプラザ

			月分	月分	月分	合計
①登録者数（内、障害者数）			（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
②利用者数			（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
③実施日数			日	日	日	日
④経費		1号給 円	人	人	人	人
		2号給 円	人	人	人	人
	人件費		円	円	円	円
	事務費 円		円	円	円	円
	光熱水費 円		円	円	円	円
	消耗品費 円		円	円	円	円
	A 合計		円	円	円	円
⑤費用負担 徴収額	B	月額 円	人	人	人	人
		合計 円	円	円	円	円
⑥委託料（A－B）			円	円	円	円

検 査 書

上記について検査の結果、契約どおり履行されていることを確認しました。

年 月 日

検査員

印

第 6 号様式

年度 月分 子育て支援・わくわくプラザ事業利用状況報告書

区 こども文化センター 小学校わくわくプラザ

登録者数 ()内、障害児数

1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	登録者数

利用統計 ()内、障害児数

月 (人)

[illegible]